

平成28年度熊本県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、本県における質の高い介護福祉士等の養成確保を図るため、介護福祉士修学資金等の貸付について（平成28年3月2日付け厚生労働省発社援0302第10号厚生労働事務次官通知）及び介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について（平成28年3月2日付け社援発0302第2号厚生労働省社会・援護局長通知）により介護福祉士修学資金等貸付事業（以下、「事業」という。）を行う社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下、「規則」という。）及び熊本県健康福祉部補助金等交付要項（以下、「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付額の算定方法)

第2条 この補助金の交付額は、県社協が実施する別表に定める対象経費の支出予定額と補助基準額を比較して少ない額を上限とした予算の範囲内の額とする。

(交付申請)

- 第3条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号によるものとする。
- 2 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、県社協歳入歳出予算書（見込書）抄本によるものとする。
- 3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、別記第2号様式とする。
- 4 補助金の交付申請書の提出期限は、平成28年10月7日とし、その提出部数は1部とする。

(変更申請)

第4条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続きに従い、別に定める期日までに行うものとする。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、次に定めるところとする。

- (1) 事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数を等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、

その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(状況報告)

第6条 毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還等の貸付事業決算書を策定し、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第3号様式とする。

2 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、県社協歳入歳出決算書(見込書)抄本によるものとする。

3 要項第9条第2項第3号のその他必要とする書類は、別記第4号様式とする。

4 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、事業を完了した日若しくは、廃止の承諾を受けた日から起算して30日を経過した日又は、平成29年3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の返還)

第8条 知事は、県社協が事業を中止、又は廃止した場合には、知事の定めるところにより返還金及び中止又は廃止する時点における貸付原資等の残余额の全額に相当する額を県に返還させることがある。

2 前項の返還金のうち、未貸付金については、中止又は廃止後直ちに、その後において受け入れた貸付金の返還金についてはその年度以降毎年度その年度において返還された修学資金に相当する金額を県に返還しなければならない。

3 県社協は、知事の承認を受けて事業を廃止する場合には、県社協が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の貸付計画等を知事に報告するとともに、事業を廃止する時期までの各年度における補助金の額の合計額を限度として知事が定める額を県に返還しなければならない。

4 知事は、使用見込のなくなった貸付原資の残余金がある場合には、期限を定めて、県に返還させることができる。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する

附 則

この要領は、平成29年3月9日から施行し、平成28年10月11日から適用する

別表

補助区分	対象経費及び補助基準額
貸付金 事務費	・熊本県社会福祉協議会が行う介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資及び事務に要する経費の1/10に相当する額。 ・補助金額は15,504千円を限度とする。

別記第1号様式（第3条関係）

平成28年度熊本県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金事業計画書

事業名	県補助所要額	
	科目	金額
熊本県介護福祉士修学資金等貸付事業	貸付金	円
	事務費	円

（内容別内訳）

	対象経費支出予定額
介護福祉士等修学資金（①）	円
介護福祉士実務者養成研修受講資金（②）	円
再就職準備資金（③）	円
事務費（④）	円

- （注） 1 本補助に係る対象経費支出予定額を記入すること。
2 別記第2号様式の対象経費の支出予定額と内訳の①～④の合計額は、一致させること。

別記第2号様式（第3条関係）

平成28年度熊本県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金所要額調書

（単位：円）

事業名	対象経費の 支出予定額 A	補助基準額 B	選定額 C	県補助基本額 D	県補助予定額 E	備考
熊本県介護福祉士修学資金等貸付事業						

（注）C欄には、A欄とB欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

別記第3号様式（第6条関係）

平成28年度熊本県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金事業実績書

事業名	県補助所要額	
	科目	金額
熊本県介護福祉士修学資金等貸付事業	貸付金	円
	事務費	円

（内容別内訳）

	県補助所要額
介護福祉士等修学資金（①）	円
介護福祉士実務者養成研修受講資金（②）	円
再就職準備資金（③）	円
事務費（④）	円

- （注） 1 本補助に係る県補助所要額を記入すること。
 2 別記第4号様式の県補助所要額と内訳の①～④の合計額は、一致させること。

別記第4号様式（第6条関係）

平成28年度熊本県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金精算書

（単位：円）

事業名	対象経費の 支出額 (決定ベース) A	補助基準額 B	選定額 C	県補助所要額 D	県補助金 交付決定額 E	県補助金 受入済額 F	県補助金 過不足額 G(=F-D)
熊本県介護福祉士 修学資金等貸付事 業							

（注）C欄には、A欄とB欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。